かわさきシアターカンパニー　規約

1. 名称

組織名称を「かわさきシアターカンパニー（略称：KTC）」とする。

1. 事務所

本劇団の事務所は、川崎市川崎区新川通11－17サンシャイン新川3F川崎H&Bシアター内に設置する。

1. 目的

本劇団は、社会人や大人が気軽に参加できるアマチュア劇団として活動し、地域に演劇等のパフォーマンスを楽しむ機会を提供することを目的とする。社会風刺に富んだ作品、オリジナル作品、古典作品等、幅広い作風にチャレンジする劇団を目指す。

1. 活動内容
2. 定期公演の主催（年1回）
3. 劇団内古典部門CP Projectの公演
4. 地域イベントに参加
5. 文化活動団体への支援と協力（かわさき演劇まつり、市民劇等）
6. 川崎演劇協会との連携
7. その他、必要な活動
8. 団員の種類

本劇団の団員は次の種類とする。

1. 劇団員
2. 準団員

劇団員は毎年の定期公演への出演、制作での参加ができる。

準団員は定期公演の参加はできなくても、ワークショップ、その他の行事に係る形での参加ができる。

1. 入団

入団しようとするものは、入団届を事務局宛てに提出し、承認されたものとする。

1. 団費

団費は、劇団員年会費6,000円、準団員年会費3,000円とする。

1. 退団

退団の際は、退団届を事務局に提出する。

1. 役員

本劇団は次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1～2名

事務局長 1名

会計 1名

監査 1名

1. 役員の職務

１　代表は、劇団の代表者とし、その業務を統括する。

２　副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

３　事務局長は、本劇団の事務全般を担当する。

４　会計は、本劇団の出納事務を担当する。

５　監査は、本劇団の業務及び財産の状況を監査する。

代表と事務局長を中心に業務を進めていくが、定期公演内容、規約・役員変更などの重要事項は、都度会議を開き、劇団員全体で協議する。

1. 役員の選任

１　代表、副代表、事務局長は、劇団員から立候補もしくは推薦された者の中から、総会において選出する。

２　会計は事務局長が選任する。

３　監査は全団員の中から選任する。

1. 役員の任期

役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

1. 役員の解任

役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時総会の議決により、これを解任することができる。

１　心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき

２　10条における重要事項について、独断決定を行ったとき

３　その他解任に相当する事項が認められるとき

1. 総会

１　本劇団の総会は、劇団員をもって構成し、毎年1回開催する。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。準団員も出席できるが議決権はない。

２　総会は次の各号に掲げる事項について審議し決定する。

1. 規約、事業等の改廃
2. 事業計画並びに収支予算および決算
3. 役員の選任および解任
4. 本劇団の解散
5. その他、本劇団の運営に関する重要な事項

３　本劇団の総会は事務局長が招集する。

４　総会の議長は、事務局長がこれに当たる。

５　本劇団の総会は、委任状を含む2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

1. 会議

１　本劇団の会議は事務局長が招集し、劇団員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

２　軽微な事項については、劇団メーリングリストを会議に代えることができる。

1. 事業報告書および決算

代表は、毎事業年度終了後~~6か月以内に~~、事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

1. 事業年度

本劇団の活動年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

1. 事務局

１　本劇団の事務局は、川崎H&Bシアターに置く。

２　本劇団の経費は、会費、活動利益、支援金、助成金をもって充てる。

３　本劇団の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

~~４　前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し、決算報告する。~~

~~５　本劇団は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。~~

1. 団員資格の抹消

本劇団員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て、登録を抹消することができる。

1. 団員との連絡が取れなくなった場合
2. 1年以上活動実績がない場合。但し、準団員や休団の場合はこの限りでない。
3. 団員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合
4. 規約の変更

この規約の改正は団員がこれを発議し、総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

1. その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

　１　この規約は、2019年　月　日から施行する。